

千葉県知的障害者福祉措置費徴収規則及び千葉県身体障害者福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第55号

千葉県知的障害者福祉措置費徴収規則及び千葉県身体障害者福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

第1条 千葉県知的障害者福祉措置費徴収規則（昭和58年千葉県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

| 税額等による階層区分 |   | 上限月額                 | 徴収基準額                |              |           |              |           |
|------------|---|----------------------|----------------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
|            |   |                      | 居宅介護、同行援護、行動援護30分当たり | 重度訪問介護30分当たり | 短期入所1日当たり | グループホーム1月当たり |           |
| A          | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。） | 円<br>0               | 円<br>0               | 円<br>0       | 円<br>0    | 円<br>0       |           |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）  | 0                    | 0                    | 0            | 0         | 0            |           |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額がない世帯）   | 1,100                | 50                   | 50           | 100       | 1,100        |           |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯  | 0～12,000円            | 1,600                | 100          | 100       | 200          | 1,600     |
| D2         |   | 12,001～30,000円       | 2,200                | 150          | 150       | 300          | 2,200     |
| D3         |   | 30,001～60,000円       | 3,300                | 200          | 200       | 400          | 3,300     |
| D4         |   | 60,001～96,000円       | 4,600                | 250          | 250       | 600          | 4,600     |
| D5         |   | 96,001～189,000円      | 7,200                | 300          | 300       | 1,000        | 7,200     |
| D6         |   | 189,001～277,000円     | 10,300               | 400          | 400       | 1,400        | 10,300    |
| D7         |   | 277,001～348,000円     | 13,500               | 500          | 500       | 1,800        | 13,500    |
| D8         |   | 348,001～465,000円     | 17,100               | 600          | 600       | 2,300        | 17,100    |
| D9         |   | 465,001～594,000円     | 21,200               | 800          | 800       | 2,800        | 21,200    |
| D10        |   | 594,001～716,000円     | 25,700               | 1,000        | 1,000     | 3,400        | 25,700    |
| D11        |   | 716,001～864,000円     | 30,600               | 1,200        | 1,200     | 4,100        | 30,600    |
| D12        |   | 864,001～1,056,000円   | 35,900               | 1,400        | 1,400     | 4,800        | 35,900    |
| D13        |   | 1,056,001～1,238,000円 | 41,600               | 1,600        | 1,600     | 5,500        | 41,600    |
| D14        |   | 1,238,001～1,439,000円 | 47,800               | 1,900        | 1,900     | 6,400        | 47,800    |
| D15        |   | 1,439,001円以上         | 介護給付費等基準額            | 介護給付費等基準額    | 介護給付費等基準額 | 介護給付費等基準額    | 介護給付費等基準額 |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第4項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものと」を削り、同表備考第5項を次のように改める。

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第 295 条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

| 税額等による階層区分 |  | 徴収基準月額  |           |
|------------|--|---|-----------|
|            |  | 施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合、重度障害者等包括支援 |           |
| A          | 被保護者等  |   | 円<br>0    |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）                           |   | 0         |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額がない世帯） |   | 2,200     |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯     | 0円～12,000円  | 3,300     |
| D2         |  | 12,001～30,000   | 4,500     |
| D3         |  | 30,001～60,000   | 6,700     |
| D4         |  | 60,001～96,000   | 9,300     |
| D5         |  | 96,001～189,000  | 14,500    |
| D6         |  | 189,001～277,000   | 20,600    |
| D7         |  | 277,001～348,000   | 27,100    |
| D8         |  | 348,001～465,000   | 34,300    |
| D9         |  | 465,001～594,000   | 42,500    |
| D10        |  | 594,001～716,000   | 51,400    |
| D11        |  | 716,001～864,000   | 61,200    |
| D12        |  | 864,001～1,056,000   | 71,900    |
| D13        |  | 1,056,001～1,238,000   | 83,300    |
| D14        |  | 1,238,001～1,439,000   | 95,600    |
| D15        |  | 1,439,001円以上  | 介護給付費等基準額 |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第4項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものと」を削り、同表備考第5項を次のように改める。

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

| 税額等による階層区分 |  | 徴収基準月額                               |        |
|------------|--|--------------------------------------|--------|
|            |  | 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 |        |
| A          | 被保護者等  |                                      | 円<br>0 |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）                         |                                      | 0      |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ（所得割の額がない世帯） |                                      | 1,100  |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯   | 0円～12,000円                           | 1,600  |
| D2         |  | 12,001～30,000                        | 2,200  |
| D3         |  | 30,001～60,000                        | 3,300  |
| D4         |  | 60,001～96,000                        | 4,600  |
| D5         |  | 96,001～189,000                       | 7,200  |
| D6         |  | 189,001～277,000                      | 10,300 |
| D7         |  | 277,001～348,000                      | 13,500 |
| D8         |  | 348,001～465,000                      | 17,100 |
| D9         |  | 465,001～594,000                      | 21,200 |
| D10        |  | 594,001～716,000                      | 25,700 |
| D11        |  | 716,001～864,000                      | 30,600 |
| D12        |  | 864,001～1,056,000                    | 35,900 |
| D13        |  | 1,056,001～1,238,000                  | 41,600 |
| D14        |  | 1,238,001～1,439,000                  | 47,800 |
| D15        |  | 1,439,001円以上                         |        |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第5項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定



は適用しないものと」を削り、同表備考第6項を次のように改める。

6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第2条 千葉県身体障害者福祉措置費徴収規則（昭和61年千葉県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

| 税額等による階層区分 |   | 上限月額                 | 徴収基準額           |              |           |              |           |
|------------|---|----------------------|-----------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
|            |   |                      | 居宅介護、同行援護30分当たり | 重度訪問介護30分当たり | 短期入所1日当たり | グループホーム1月当たり |           |
| A          | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。） | 円<br>0               | 円<br>0          | 円<br>0       | 円<br>0    | 円<br>0       |           |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）  | 0                    | 0               | 0            | 0         | 0            |           |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ<br>の世帯（所得割の額がない世帯）   | 1,100                | 50              | 50           | 100       | 1,100        |           |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯  | 0～12,000円            | 1,600           | 100          | 100       | 200          | 1,600     |
| D2         |   | 12,001～30,000円       | 2,200           | 150          | 150       | 300          | 2,200     |
| D3         |   | 30,001～60,000円       | 3,300           | 200          | 200       | 400          | 3,300     |
| D4         |   | 60,001～96,000円       | 4,600           | 250          | 250       | 600          | 4,600     |
| D5         |   | 96,001～189,000円      | 7,200           | 300          | 300       | 1,000        | 7,200     |
| D6         |   | 189,001～277,000円     | 10,300          | 400          | 400       | 1,400        | 10,300    |
| D7         |   | 277,001～348,000円     | 13,500          | 500          | 500       | 1,800        | 13,500    |
| D8         |   | 348,001～465,000円     | 17,100          | 600          | 600       | 2,300        | 17,100    |
| D9         |   | 465,001～594,000円     | 21,200          | 800          | 800       | 2,800        | 21,200    |
| D10        |   | 594,001～716,000円     | 25,700          | 1,000        | 1,000     | 3,400        | 25,700    |
| D11        |   | 716,001～864,000円     | 30,600          | 1,200        | 1,200     | 4,100        | 30,600    |
| D12        |   | 864,001～1,056,000円   | 35,900          | 1,400        | 1,400     | 4,800        | 35,900    |
| D13        |   | 1,056,001～1,238,000円 | 41,600          | 1,600        | 1,600     | 5,500        | 41,600    |
| D14        |   | 1,238,001～1,439,000円 | 47,800          | 1,900        | 1,900     | 6,400        | 47,800    |
| D15        |   | 1,439,001円以上         | 介護給付費等基準額       | 介護給付費等基準額    | 介護給付費等基準額 | 介護給付費等基準額    | 介護給付費等基準額 |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第4項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものと」を削り、同表備考第5項を次のように改める。

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

| 税額等による階層区分 |  | 徴収基準月額  |           |
|------------|--|---|-----------|
|            |  | 施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合、重度障害者等包括支援 |           |
| A          | 被保護者等  |   | 円<br>0    |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）                           |   | 0         |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額がない世帯） |   | 2,200     |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯     | 0円～12,000円  | 3,300     |
| D2         |  | 12,001～30,000   | 4,500     |
| D3         |  | 30,001～60,000   | 6,700     |
| D4         |  | 60,001～96,000   | 9,300     |
| D5         |  | 96,001～189,000  | 14,500    |
| D6         |  | 189,001～277,000   | 20,600    |
| D7         |  | 277,001～348,000   | 27,100    |
| D8         |  | 348,001～465,000   | 34,300    |
| D9         |  | 465,001～594,000   | 42,500    |
| D10        |  | 594,001～716,000   | 51,400    |
| D11        |  | 716,001～864,000   | 61,200    |
| D12        |  | 864,001～1,056,000   | 71,900    |
| D13        |  | 1,056,001～1,238,000   | 83,300    |
| D14        |  | 1,238,001～1,439,000   | 95,600    |
| D15        |  | 1,439,001円以上  | 介護給付費等基準額 |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第4項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものと」を削り、同表備考第5項を次のように改める。

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。



| 税額等による階層区分 |  | 徴収基準月額                               |        |
|------------|--|--------------------------------------|--------|
|            |  | 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 |        |
| A          | 被保護者等  |                                      | 円<br>0 |
| B          | 市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）                         |                                      | 0      |
| C          | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ（所得割の額がない世帯） |                                      | 1,100  |
| D1         | A階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯   | 0円～12,000円                           | 1,600  |
| D2         |  | 12,001～30,000                        | 2,200  |
| D3         |  | 30,001～60,000                        | 3,300  |
| D4         |  | 60,001～96,000                        | 4,600  |
| D5         |  | 96,001～189,000                       | 7,200  |
| D6         |  | 189,001～277,000                      | 10,300 |
| D7         |  | 277,001～348,000                      | 13,500 |
| D8         |  | 348,001～465,000                      | 17,100 |
| D9         |  | 465,001～594,000                      | 21,200 |
| D10        |  | 594,001～716,000                      | 25,700 |
| D11        |  | 716,001～864,000                      | 30,600 |
| D12        |  | 864,001～1,056,000                    | 35,900 |
| D13        |  | 1,056,001～1,238,000                  | 41,600 |
| D14        |  | 1,238,001～1,439,000                  | 47,800 |
| D15        |  | 1,439,001円以上                         |        |

同表備考第1項中「又は所得税」を削り、同表備考第5項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「し、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定

は適用しないものと」を削り、同表備考第6項を次のように改める。

6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。